



## ごみの排出場所はご自宅付近のごみステーションに排出をお願いします！

他の区会にごみを排出することでごみの排出量が増え、ごみ箱からあふれるほどの量となり、付近にごみが散乱する等の理由で近隣住民とのトラブルにもなりうるため、ごみの排出はご自宅の近くのごみステーションを利用するようお願いいたします。

問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118



## 大気汚染防止法の改正について

令和2年6月5日に「大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）」が公布され、令和3年4月1日から施行されます。改正の主な内容は解体工事に伴う石綿(アスベスト)の飛散防止を徹底するものです。

### ○改正の概要

#### 1 規制対象の拡大

規制対象について、石綿含有形成板等を含むすべての石綿含有建材に拡大するための規定の整備がされます。

#### 2 事前調査の信頼性の確保

石綿含有建材の見落としなど不適切な事前調査を防止するため、元請業者に対し、一定規模以上等の建築物等の解体等工事について、石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の都道府県等への報告が義務付けられます。また、調査の方法が法定化されます。

(事前調査結果の報告については、令和4年4月1日から施行されます。)

#### 3 直接罰の創設

石綿含有建材の除去等作業における飛散防止を徹底するため、隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った者に対する直接罰が創設されます。

#### 4 不適切な作業の防止

元請業者に対し、石綿含有建材の除去等作業の結果の発注者への報告や作業に関する記録の作成・保存が義務付けられます。

#### 5 その他

都道府県等による立ち入り検査対象の拡大等、所要の規定が整備されます。

改正内容に関する詳細については、環境省のホームページをご確認いただくか環境対策課へお問合せください。

問合せ 環境対策課 環境衛生グループ ☎21-2118



## 「緊急地震速報」が鳴ったら動けますか？

「平成30年北海道胆振東部地震」が発生した平成30年9月6日午前3時8分ごろ、多くの方が携帯電話やスマートフォン、テレビ、ラジオで「緊急地震速報」を見聞きしたことと思います。この緊急地震速報は、地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想した結果、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域へ可能な限り素早くお知らせする情報です。

この地震の時、緊急地震速報に気づいてから強い揺れが来るまで数秒程度しかなかったと思いますが、この数秒というわずかな時間でも、皆さんが危険回避の行動を心得ていれば、布団で頭を保護するなどの身の安全を守る行動ができたのではないのでしょうか。

ただし、震源に近い厚真町やその周辺地域では、緊急地震速報が発表された頃には既に強い揺れが到達していました。このような場合もあるため、住宅・建造物の耐震化、家具の耐震固定など、普段から備えておくことも大事です。

いざという時に素早く身を守るためには、知識として知っているだけでなく、緊急地震速報が発表された時に取るべき行動を日頃からイメージしておくことが必要です。市町村や町内会、学校などで緊急地震速報の訓練が行われる時は、積極的に参加するとよいでしょう。

今年は東日本大震災から10年の節目を迎えます。地震による揺れが収まった後、沿岸部や川沿いにおられる方は津波への警戒も忘れないでください。



緊急地震速報の詳細については、気象庁ホームページをご覧ください。

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/nc/>



問合せ 札幌管区気象台 地震火山課 ☎011-611-6125